

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施（5件）	(統 計 課) 1
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課) 2
○道路の区域変更（4件）	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	(") 3
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の 廃止	(会計管理課) 3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請（2件）	(県民生活・ 男女共同参 画課) 〈6・13掲示〉 3
○ふぐ処理師試験の実施	(食品・衛生 課) 4
○開発行為に関する工事の完了（3件）	(都市計画課) 4
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則	5

告 示

高知県告示第354号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 木材統計調査（製材工場調査）

2 調査の目的
 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 県内全域
 (2) 単位

事業体
 (3) 属性
 製材工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求める事項
 ア 事業体名
 イ 代表者名
 ウ 住所
 エ 連絡先
 オ 従業員数
 カ 樹種別入荷量
 キ 入荷先内訳
 ク 生産量
 ケ 生産品目
 コ 地域別出荷量

(2) その基準となる期間
 平成27年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者
 (1) 数
 106社
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査

7 報告を求める期間
 平成28年7月上旬から同年11月中旬まで

高知県告示第355号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 木材統計調査（乾燥材生産量等調査）

2 調査の目的
 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 県内全域
 (2) 単位
 事業体

(3) 属性
 製材工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求める事項
 ア 事業体名
 イ 代表者名
 ウ 住所
 エ 連絡先
 オ 従業員数
 カ 生産量（天然乾燥・人工乾燥に係る樹種別・用途別生産量、人工乾燥機種類別・容積別生産量）
 キ 人工乾燥機等の種類・容積・乾燥日数・コスト
 ク 天然乾燥方法
 ケ その他（粗挽き寸法、修正挽き、モルダー台数・メーカー）
 コ 後継者の有無

(2) その基準となる期間
 平成27年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者
 (1) 数
 108社
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査

7 報告を求める期間
 平成28年7月上旬から同年11月中旬まで

高知県告示第356号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 木材統計調査（プレカット工場調査）

2 調査の目的
 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 県内全域
 (2) 単位

事業体
 (3) 属性
 プレカット工場
 4 報告を求めると事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求めると事項
 ア 事業体名
 イ 代表者名
 ウ 住所
 エ 連絡先
 オ 工場の内容（従業員数、加工能力、年間加工量、加工賃、販売先）
 (2) その基準となる期間
 平成27年1月1日から同年12月31日まで
 5 報告を求めると者
 (1) 数
 6社
 (2) 選定方法
 全数
 6 報告を求めるとために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間業者を經由して報告を求めると。
 (2) 調査方法
 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査
 7 報告を求めると期間
 平成28年7月上旬から同年11月中旬まで
高知県告示第357号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直
 1 調査の名称
 木材統計調査（製材工場等における端材の発生・利用状況等調査）
 2 調査の目的
 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。
 3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 県内全域
 (2) 単位
 事業体
 (3) 属性
 製材工場、プレカット工場等
 4 報告を求めると事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求めると事項
 ア 事業体名
 イ 代表者名
 ウ 住所
 エ 連絡先
 オ 端材の処理方法とその発生量
 (2) その基準となる期間
 平成27年1月1日から同年12月31日まで
 5 報告を求めると者
 (1) 数
 125社
 (2) 選定方法
 全数
 6 報告を求めるとために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間業者を經由して報告を求めると。
 (2) 調査方法
 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査
 7 報告を求めると期間
 平成28年7月上旬から同年11月中旬まで
高知県告示第358号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直
 1 調査の名称
 木材統計調査（おが粉生産動向調査）
 2 調査の目的
 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。
 3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 県内全域
 (2) 単位
 事業体
 (3) 属性
 製材工場等
 4 報告を求めると事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求めると事項
 ア 事業体名
 イ 代表者名
 ウ 住所
 エ 連絡先
 オ おが粉の運搬先とその割合

(2) その基準となる期間
 平成27年1月1日から同年12月31日まで
 5 報告を求めると者
 (1) 数
 113社
 (2) 選定方法
 全数
 6 報告を求めるとために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間業者を經由して報告を求めると。
 (2) 調査方法
 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査
 7 報告を求めると期間
 平成28年7月上旬から同年11月中旬まで
高知県告示第359号
 牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直
 患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処 分
1頭	高知市	平成28年6月13日	殺処分

高知県告示第360号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年6月24日
 高知県知事 尾崎 正直
 1 道路の種類 国道
 2 路 線 名 194号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井3379番1から 吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井516番1まで	前	16.9 }	37
	後	40.9 }	
吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井516番1まで	後	22.7 }	37
		後	

		49.5	
--	--	------	--

高知県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字地床 3712番1から 土佐市甲原字地床 3713番1まで	前	16.0 19.0	55
	後	21.0 23.0	55

高知県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市国分字軸ノ木 800番1から 南国市国分字軸ノ木 803番1まで	前	2.9 3.3	60
	後	3.1 5.0	60

高知県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町越知字 釣井屋敷甲931番から 高岡郡越知町越知字 七九甲1013番6まで	前	3.5 31.9	103
	後	15.6 31.9	141

高知県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市宍崎字今ドイ223番1から 南国市宍崎字今ドイ240番1まで	64	平成28年6月24日

高知県告示第365号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号 医事薬務課内
高知県薬業連合事務所
所長 杉本 雄一
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号 医事薬務課内
高知県薬業連合事務所
- 3 廃止年月日
平成28年6月13日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年6月13日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年5月 31日	特定非 営利活 動法人 カラフル・ピ ース	惣田 聡 子	高知市 吉田町 7番1 号江ノ 口コー ポ1階	この法人は、発達障害児（者）福祉の向上のために、発達障害児（者）およびその保護者、関係者を対象に、発達障害児（者）支援、および啓発活動、地域社会への支援を行

			うことにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	-------------------------------

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年6月13日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月13日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月6日	特定非営利活動法人 FUSE	池田 繁仁	香美市土佐山田町楠目446番地2	この法人は、社会教育の推進と地域課題の解決を図るために、高知県を中心とした地域で生活する人々（特に若年層）に対し、キャリアプランニング・ファイナンシャルプランニング・ライフプランニングを提案する事業、地域と人材のコーディネート事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成28年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日
平成28年10月12日（水）
- 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 試験科目及び時間
(1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
(2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
(3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技
- 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を、直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
(2) 写真1枚（名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの）
- 受験手数料
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 受験願書の受付期間
平成28年8月29日（月）から同年9月9日（金）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成28年9月9日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 合格者の発表
平成28年10月21日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
(3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課

（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年4月6日 28高都計第5号	南国市大埴字神母ノ前甲2003番	南国市大埴甲2070番地 鈴江 美恵子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年4月25日 28高都計第41号	南国市岡豊町小蓮字天神前754番1の一部	南国市岡豊町小蓮748番地1 ハイッツ久得ⅡB204号 徳橋 晃樹

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年5月17日 28高都計第143号	南国市伊達野字南山添485番ほか	高知市大津乙1842番地1 中澤氏家薬業株式会社 代表取締役

中澤 栄一郎

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第28号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第19の表1 大学卒の五 大学専攻科卒の項(2)中「独立行政法人水産大学校(」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び)」に改め、同表1 大学卒の六 大学4卒の項(5)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構(」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、)」に改め、同項(9)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

別表第21備考9中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第22の表中「無線通信士及び無線技術士」を「無線従事者」に、「第一級陸上特殊無線技術士」を「第一級陸上特殊無線技士」に改め、同表備考3中「無線通信士及び無線技術士」を「無線従事者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。